

三田市民病院空調設備（吸収式冷温水機）更新事業 仕様書

1. 名称

三田市民病院空調設備（吸収式冷温水機）更新事業

2. 場所

兵庫県三田市けやき台3丁目1番地1 地内

3. 期間

契約日 から 令和8年3月31日

4. 修繕内容

本修繕は、現在2基で運用している吸収式冷温水機のうち1基（1号機）を更新し、冷房能力を回復させるための工事を行う。

(1) 吸収式冷温水機(1号機)更新

(2) 自動制御設備付帯改修

(3) 電気設備付帯改修

(4) 撤去機材処分

5. 数量他内訳

名称	摘要・規格	数量	備考
吸収式冷温水機 360 USRT	「6. 機器仕様」参照	1 基	
機器搬入		1 式	
屋外敷鉄板等養生		1 式	
機器組立て・据付		1 式	
冷温水配管・接続		1 式	
冷却水配管・接続		1 式	
ガス配管・接続		1 式	
油配管・接続		1 式	
排気ダクト・接続		1 式	
保温(冷温水配管・冷却水配管・排気ダクト)		1 式	
動力配線(解線・結線)		1 式	
自動制御配線(解線・結線) 注記(4)		1 式	
塗装(ガス配管・油配管)		1 式	
検査及び試運転		1 式	
既設吸収式冷温水機解体・撤去 注記(1), (2)		1 基	
冷温水配管切断・撤去 注記(1)		1 式	
冷却水配管切断・撤去 注記(1)		1 式	
ガス配管切断・撤去 注記(1)		1 式	

改 修 後	<p>二重効用型 38%省エネ型</p> <p>吸収液ポンプインバーター制御、冷却塔ファン発停出力</p> <p>都市ガス低 NO_x バーナー仕様、三分割高温胴架台外し</p> <p>冷凍能力：360 USRT 加熱能力：941 kw (809,260 kcal/h)</p> <p>冷水 : 12 °C → 7 °C 水量：218 m³/h</p> <p>温水 : 51.3 °C → 55 °C 水量：218 m³/h</p> <p>冷却水：32 °C → 37.1 °C 水量：360 m³/h</p> <p>燃料消費量 (ガス中圧 13A) : 冷房時 (ガス総発熱量 1,055kw)</p> <p style="padding-left: 100px;">暖房時 (ガス総発熱量 1,119kw)</p> <p style="padding-left: 100px;">(灯油) : 冷房時 99.3 L/h</p> <p style="padding-left: 100px;">暖房時 105.4 L/h</p> <p>※ メーカー・品番：パナソニック製 QCW-R360FC ※機種限定</p>
-------------	--

7. 費用の負担

本仕様書に明記のないものであっても、施工上当然必要な設備並びに、備品等の必要器材は受注者の責任において負担し、施工するものとする。

8. 法令等の遵守

受注者は、修繕の実施に当たり関連する法令等を遵守し、必要な届け出・手続き等は担当職員と協議のうえ受注者が代行して行うこと。

9. 検査

- (1) 受注責任者は、完成検査及びその他検査には立ち会わなければならない。
- (2) 受注者は、完成検査において不合格を指摘された箇所は、手直しを行わなければならない。

10. 廃棄物処理

- (1) 本修繕において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。
- (2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。
- (3) 廃棄物の運搬・処分に関しては、引き取り業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。
- (4) 廃棄物の処分に関し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を管理票公布の日から契約完了日(契約完了日までに処理が完了しない場合は、90日以内)までに排出事業者当該管理票の写しを提出すること。

11. 保証期間

保証期間は引渡し完了後1年間とする。

12. 提出書類

受注者は、着手及び完了に当たって三田市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 設備更新写真 | 1 部 |
| (2) 保証書 | 1 部 |
| (3) 取扱説明書 | 1 部 |
| (4) 各種検査・試運転記録書 | 1 部 |

13. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（令和4年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）」及び「公共建築設備工事標準図（令和4年版）」によること。
- (2) 契約後、工程表を作成し担当職員へ提出すること。工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、協議すること。
- (3) 契約後、現場調査を行い、機器の接続位置や搬入搬出経路を確認、計測等をしたうえで機器選定及び施工計画を立てること。
- (4) 現地調査をする場合は、14. 担当課担当職員まで事前連絡のうえ実施すること。
- (5) 作業日時については、担当職員及び施設管理者と事前打ち合わせのうえ決定すること。
- (6) 搬出入・施工の際には、必要な養生を行うこと。
- (7) 搬出入・施工の際に建物等へ損害を与えた場合は、速やかに報告のうえ、受注者の負担で現状に修復すること。
- (8) 修繕が完了した際には、施設管理者等に取扱説明を行うこと。
- (9) その他本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、担当職員と受注者で協議のうえ決定することとする。

14. 担当課

三田市民病院 総務課

TEL : 079-565-8606

担当職員：山岡、早川